

駐車を休止する場合の届出について

1. 届出の時期

休止した日から 10 日以内。

2. 提出書類と部数

休止届 2 部（うち 1 部は審査終了後、副本として返却）

一部休止の場合は、その箇所の平面図を添付する。

第4号様式(第4条関係)

平成22年4月1日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田5-13-14
氏名 大田パーキング株
代表取締役 大田 一郎 印

〔法人にあっては、その事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

路外駐車場休止届

駐車場の供用を下記のとおり休止したので、駐車場法第14条の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 駐車場の名称 大田第一駐車場
- 2 駐車場の位置 大田区蒲田5-13-14
- 3 休止の理由 駐車場内の設備改修工事のため
- 4 休止期間 平成22年4月1日から
平成22年4月23日まで 23日間
- 5 休止台数 全部 一部 (10台)
- 6 休止する部分の面積 125 平方メートル

(注)1 正副2通を提出してください。

2 一部休止の場合は、休止部分の平面図を添付してください。